

平成 29 年 4 月 4 日

国際学生宿舎入居（予定）者 各位

国際学生宿舎主事
沼上 幹

火災保険の加入義務について

国際学生宿舎のすべての入居者は、必ず火災保険に加入しなければなりません。未加入の方は下記を参考に、火災保険に加入し、証明書類を期限までに指定された場所へ提出してください。火災保険への加入を確認できる書類を提出しない場合は入居許可を取り消します。

記

保 険 料：指定なし（※年額 2,000 円程度のものがあります）
保障内容：借家人賠償責任保障額が 1,200 万円以上であること
共用部の火災に対しても保障されていること
※例として、大学生協が提供する火災共済があります。

証明書類の提出期限及び提出先

平成 29 年 4 月 28 日（金） 国際交流会館 事務室

■本件問い合わせ先： 一橋大学国際課学生交流係
TEL：042-580-8164 EMAIL：int-dorm1284@dm.hit-u.ac.jp

■火災共済問い合わせ先： 一橋大学生協本部
TEL：042-572-7160